

第2回名立区地域協議会 次第

日時：令和7年6月25日（水） 午後6時30分から
場所：名立区総合事務所 第2会議室

1 開 会

2 諮問事項

(1) 上越市ろばた館条例の改正について …資料 No. 1

3 報告事項

(1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について …資料 No. 2

4 自主的な審議

(1) 名立の魅力発信と持続可能な集落・地区の促進について …資料 No. 3

5 その他事項

(1) 地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等の検討について
(非公開)

6 閉 会

上 農 振 第 153 号
令 和 7 年 6 月 4 日

名立区地域協議会
会 長 原 田 秀 樹 様

上越市長 中 川 幹 太
(農林水産部農村振興課)

上越市ろばた館の一部廃止及び施設の追加等について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第76号 上越市ろばた館の一部廃止及び施設の追加等について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

〔諮問理由〕

地域協議会から提案のあった「魅力ある名立を創造する「ろばた館」の利活用」を踏まえ、温浴や食堂機能を廃止した上で、施設を地域活性化の拠点として、各団体が様々な取組で活用することができるように設備の一部を改修することに伴い、利用時間及び休館日等を変更して運用することについて、名立区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの。

別紙

現況	諮問内容				
1 目的 地域の生活環境の改善及び活性化を図り、市民の福祉の向上に資するため、地域活性化施設を設置する。 2 名称及び位置 <table border="1" data-bbox="253 528 1102 627"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>ろばた館</td><td>上越市名立区西蒲生田 155 番地</td></tr> </table> 3 施設 ① 浴室 ② 会議室 ③ 研修室 ④ 生活活動室 ⑤ 生きがい創造室 ⑥ その他附属施設	名称	位置	ろばた館	上越市名立区西蒲生田 155 番地	(一部施設の廃止) 1 廃止予定施設 浴室 2 廃止予定日 令和 7 年 1 0 月 1 日 (施設の追加) 1 追加する施設（下線部のとおり。） 食堂を廃止し、各団体が様々な取組で活用するスペースとして追加する。 ① 会議室 ② 研修室 ③ 生活活動室 ④ 生きがい創造室 ⑤ <u>調理室</u> ⑥ <u>ふれあいホール</u> ⑦ その他附属施設
名称	位置				
ろばた館	上越市名立区西蒲生田 155 番地				

現況	諮問内容
4 利用時間 午前 9 時から午後 9 時（火曜日から木曜日は午後 7 時）まで 5 休館日 (1)月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)とする。 ただし、市長の承認を得てこれを変更することができる。 (2)12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	(変更) 1 利用時間（下線部のとおり。） <u>午前 9 時から午後 9 時まで</u> 2 休館日（下線部のとおり。） <u>1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで</u> 3 変更予定日 令和 7 年 1 0 月 1 日

※ 施設の利用状況等については参考資料 1 のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料 2 のとおり

上越市ろばた館の貸館利用状況等について

1 施設の概要

構 造 等	鉄骨造一部2階建て 面積：985.00 m ²		
設置年度	平成7年度	補助事業名	中山間地域農村活性化総合整備事業

2 施設の利用状況

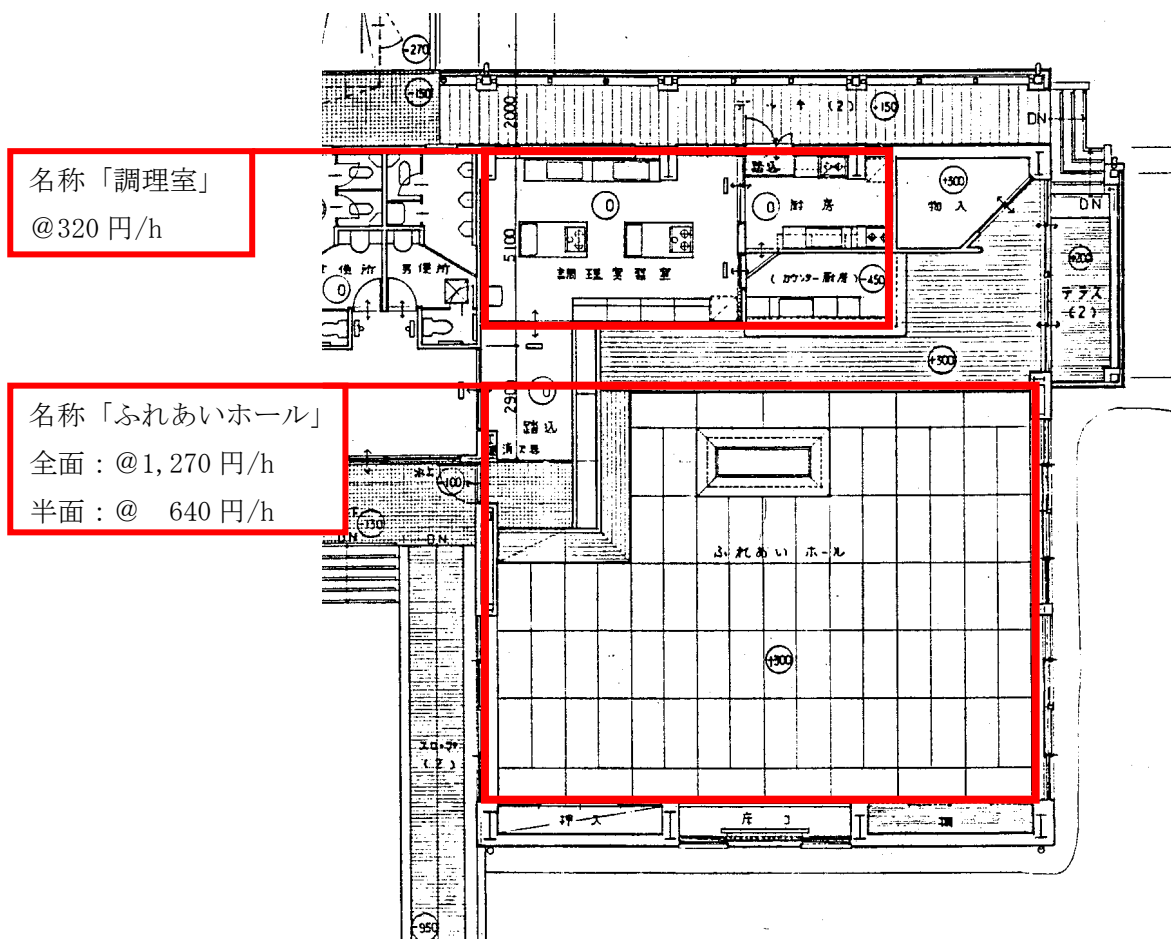
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	603人	884人	860人	1,107人	943人



【令和6年度の主な利用者】

- ・すずめの会（健康づくりサロン）
- ・ちょうせいかい長生会（会議）
- ・にしきもうだ西蒲生田町内会（懇親会）
- ・ちんじゅえん椿寿苑（入浴・休憩）
- ・きらくかい喜楽会（サロン活動）
- ・めいせんかい名扇会（踊りの練習）
- ・NPO法人まちづくり未来ネット・名立（事業）

3 使用料（令和7年10月1日から追加）



位置図



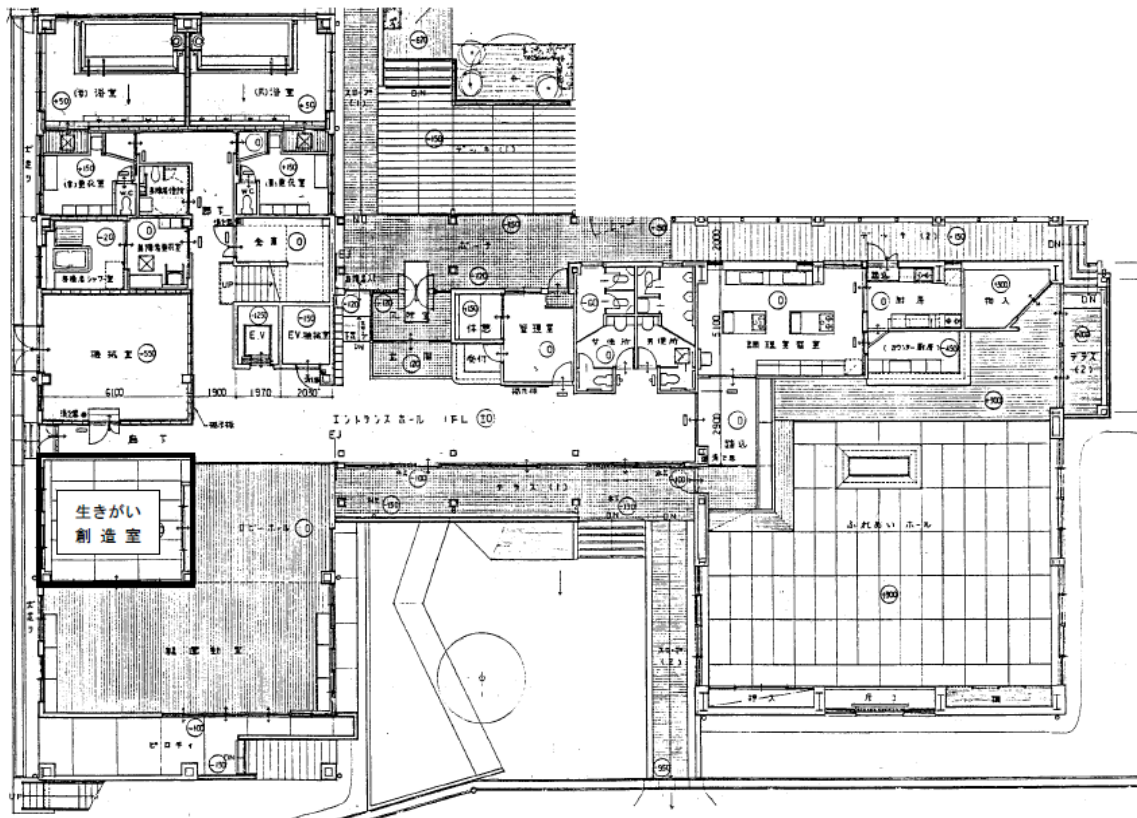
ろばた館

施設全景写真

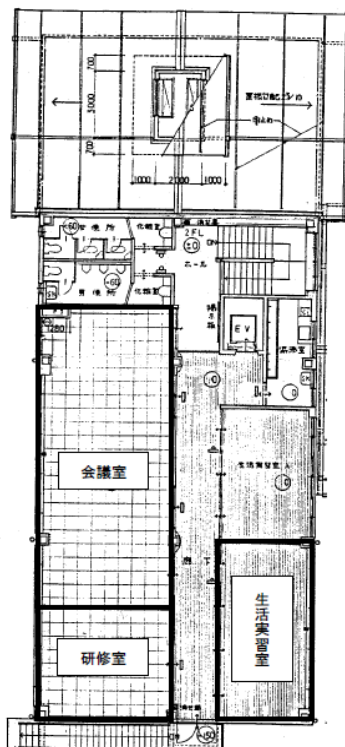


ろばた館 平面図

1 階



2 階



農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」について

令和7年6月

上越市農林水産部（農政課）

1 地域計画策定の経緯

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、令和5～6年度の2か年をかけて、全国の市町村で策定に取り組んできました。

当市においては、令和5年11月から令和6年12月まで、市内25地区で農業者等による協議の場（地域懇談会）を開催し、地域の課題と今後の営農体制の方向性の共有、10年後の農地の将来像（目標地図）の話し合いを行ってきました。

当市における地域計画の概要

(1) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画

（ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、隣接する他区に含める）

(2) 地域懇談会の参加者

地域の中心的な農業者（認定農業者等）、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、農業委員会、市

(3) 結果の公表等

- ・協議の実施状況・・・市ホームページで公表
- ・地域計画の公表・・・令和7年4月1日に全計画を公告（市ホームページでも公表）

2 各区での地域懇談会の開催

～令和5年度末（令和6年3月末）	～令和6年度上期（令和6年8月末）	～令和6年度下期（令和6年12月末）
高士区 谷浜・桑取区 柿崎区 吉川区 名立区	金谷区 春日区 三郷区 和田区 大島区 牧区 大潟区	新道区 諏訪区 津有区 有田区 保倉区 北諏訪区 安塚区 浦川原区 頸城区 中郷区 板倉区 清里区 三和区

（主な意見・課題）

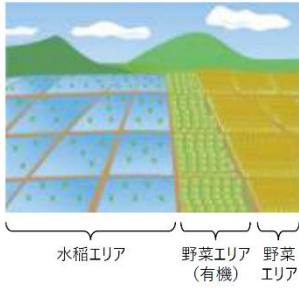
- ・担い手不足や法人の後継者不足、農地の集約の必要性、農業用施設の老朽化。
- ・多面的機能を有する水田等について、その機能を発揮できるように、農業者以外の草刈りや用水普請などへの参加。
- ・担い手だけでは農地の維持はできない。草刈りや用水普請などは、やはり集落の方からやってもらわないと、担い手の手が回らない。
- ・個人で農業を続けていくのはもう限界がある。機械類も高騰しており、個人で買うのは無理。法人化などの取組はすぐに必要。
- ・集落の方から、高齢化により、草刈りや用水普請がもうできないので、担い手にやってもらいたいという話が出ている。
- ・現在、認定農業者などの担い手になっている者でも、高齢化しており、10年後にはリタイアしていることが濃厚。10年後を想像すること自体が難しい。
- ・昭和の時代には場整備をしたところは、農業施設が機能しなくなってきており、再整備が必要。
- ・20年ほど前から法人化が進んできたが、法人化した経営体も、後継者がいない。

3 今後の地域計画の管理について

地域計画は、一度作って終わりではなく、今後も見直しを行い、内容をブラッシュアップしていくことが求められています。

当市では、年に1回、各地区の中心的な担い手を集め、協議の場（地域懇談会）を開催し、「地域計画の記載内容に変更が必要な点がないか」「農地の集約化が図られるほ場がないか」などの視点から協議を行い、地域計画と目標地図のブラッシュアップ（効率的な農地利用の推進）を図っていく方針です（必要に応じて、地域計画の変更公告を行います）。

地域計画の変更が必要なケース

農業上の利用 (事後の変更可)	地域の農業の将来の在り方等	- 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 - 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)	農地の集約化 
	農業を担う者	新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け ☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要	
	農業用施設	農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け	
	軽微な変更	- 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 - 実質的な変更を伴わない変更 例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など ☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能	 水稲エリア 野菜エリア(有機) 野菜エリア
農業外の利用 (事前の変更要)	農地の転用	公共用地や農家住宅等に供するための転用 ☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更 ※ 一時転用の場合は変更不要	

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)
地域名 (地域内農業集落名)	名立区 (名立小泊、名立大町、坪山、赤野俣、岩屋堂、大菅、谷口、車路、鉢畑、田野上、丸田、折居、森桂谷、池田、峠、濁沢、杉野瀬、折戸、平谷、東蒲生田、小田島、西蒲生田、下瀬戸、上瀬戸、東飛山)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	395 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	395 ha
② 田の面積	291 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	79 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	44 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・2020農林業センサスによれば当地区の総農家数195で、販売農家数でみれば僅か105しかない。また、当地区の認定農業者は8人と少なく、その8人の平均年齢も66歳であり、高齢化が顕著となっている。これまでも国の農地流動化政策が幾度とあったものの、大規模層への農地の流動化はほとんど進まず、2010農林業センサスの当地区の総経営耕地面積は約170haだったものが2020農林業センサスでは約110ha(増減率▲33.7%)と経営耕地面積が約60ha減少し、そのほとんどが遊休農地となっている。

・担い手に目を向ければ、2020農林業センサスで「農業を引き継ぐ後継者を確保していない」と回答したのは、販売農家105戸のうち、実に96戸であり、後継者を確保していると回答したのは、田野上、丸田、杉野瀬、平谷、上瀬戸、東飛山の6集落で僅か9戸であった。

・直近の人・農地プランで経営拡大の意向を予定する農業者は、折居、平谷、折平の3集落で6人しかいない。そのため今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積が当地区全体で24.1haと少なく、新たな農地の受け手の確保が必要となっている。

・荒廃農地の解消や荒廃農地の防止を目的に、水稻作業よりも軽労働で済む、そばの作付面積を増加させているものの、地目が田であることから、収穫量が低く、経営は安定していない。このことから、水田の畑地化や容積量の多い(収穫量の多い)品種へ変更のほか、有機栽培による付加価値化の取組が必要となっている。

・当地区の優良農地は、農業の担い手や今後の新規就農者へ農地を集約化するほか、条件不利による水稻作付が困難な農地については地域内で協議を進め、そばの作付増加や地区で取り組める作物の検討にあわせ、保全等を進める区域の検討を進める必要がある。

【地域の基礎的データ】

- ・総農家数:195 販売農家数:105 認定農業者数:8 任意組織:3(水稻生産組織1、そば生産組織2)
- ・主な作物:水稻、そば

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・中山間地域の特色を生かした棚田米の有利販売をさらに増加させ、経営の安定化を図る。

・優良農地以外で作付ける中山間地域の振興作物である「そば」を、当市で製造されているバイオマス有機肥料を利用し、環境にやさしい農業を推進するとともに、そばの特産品による農業振興を図る。

・担い手不足が顕在化する中、著しく農業の生産条件が不利な農地については、保全等を進める区域に指定し、優良農地の維持に努め、農地の適切な利用を確保する。

・労働力不足に対応していくため、担い手への農地の集積、集約化を基本とし、併せて地域内外の多様な人材の確保・育成を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、生産組織(担い手を介した特定農作業受委託))への農地の集積・集約化を基本としつつ、農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	17.4	%	将来の目標とする集積率	90.0	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、25農業集落に各1団地以上、平均50a以上(令和17年度時点)を目標とする。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
地域や担い手のニーズに沿った区画整理や暗渠排水、用排水路、農作業道などの整備のため、農地耕作条件改善事業の活用を検討する。また、担い手に農地集約する際、農地中間管理機構関連農地整備事業の条件(中山間地域5ha以上)を満たす場合には、担い手の意向を確認しながら農用地の基盤整備事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新潟県の新規就農者募集の窓口である「にいがた農業ナビ」や市が実施する「お試し農業体験」の受入農家になり、当地区への新規就農者の募集や勧誘を行うとともに、各種農業団体等で構成される上越市担い手育成総合支援協議会と連携し、栽培技術や各種農業制度・政策の学習のほか補助事業の申請などの支援を行い、着実な担い手育成を継続的に行う。また、名立区将来ビジョンの様々な施策を講じる中で、多様な人材の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内で農作業の効率化を図るため、防除作業はラジコンヘリを所有する他地区の大規模農業法人に委託する。また、そばの収穫作業については農業機械の共同化を維持し、当地区のそば生産組織に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等					
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他					
【選択した上記の取組内容】									
①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、上越市鳥獣被害防止対策協議会の指導の下、集落ごとに鳥獣の出没しにくい環境づくりに努める。									
②地域特産物になりうる「そば」の慣行栽培を徐々に有機栽培に移行し、商品としての付加価値を高める。									
③農作業負担の軽減と新たな担い手確保につなげるため、重労働作業の共同化やスマート農機の共同利用を目指す。									
⑤地域の特産品「越の梅」の栽培を継続する。									
⑦作物の栽培が困難な農地においても、検討する中で可能な限り中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全・管理を継続する。									
⑩農産物の販路開拓や新たな担い手確保、さらには関係人口の創出を図るため、各種媒体を活用し、地域の魅力や活動状況等の情報を積極的に発信する。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	認農	水稻	1.8 ha	0.0 ha	水稻	0.8 ha	0.0 ha	J	
2	認農	水稻	2.6 ha	0.0 ha	水稻	2.4 ha	0.0 ha	L	
3	認農	水稻	4.9 ha	0.0 ha	水稻	4.7 ha	0.0 ha	N	
4	認農	水稻	3.7 ha	0.0 ha	水稻	4.6 ha	0.0 ha	O	
5	認農	水稻	1.6 ha	0.0 ha	水稻	2.6 ha	0.0 ha	T	
6	認農	水稻	0.7 ha	0.0 ha	水稻	1.2 ha	0.0 ha	W	
7	認農	水稻	6.9 ha	0.4 ha	水稻	6.8 ha	0.4 ha	V	
8	認農	水稻	0.0 ha	0.0 ha	水稻	13.1 ha	0.0 ha	F	
9	認就	水稻	0.0 ha	0.0 ha	水稻	1.9 ha	0.0 ha	B	
10	利用者	水稻	0.0 ha	0.0 ha	水稻	0.8 ha	0.0 ha	C	
11	利用者	水稻	0.2 ha	0.0 ha	水稻	0.2 ha	0.0 ha	G	
12	利用者	水稻	2.3 ha	0.0 ha	水稻	2.2 ha	0.0 ha	I	
13	利用者	水稻	1.7 ha	0.0 ha	水稻	0.7 ha	0.0 ha	H	
14	利用者	水稻	1.5 ha	0.0 ha	水稻	1.1 ha	0.0 ha	K	
15	利用者	水稻	1.3 ha	0.3 ha	水稻	1.1 ha	0.3 ha	M	
16	利用者	水稻	2.8 ha	0.0 ha	水稻	2.5 ha	0.0 ha	AC	
17	利用者	水稻	2.2 ha	0.0 ha	水稻	2.5 ha	0.0 ha	AD	
18	利用者	水稻	2.0 ha	0.1 ha	水稻	1.4 ha	0.1 ha	S	
19	利用者	水稻	1.2 ha	0.0 ha	水稻	1.2 ha	0.0 ha	AE	
20	利用者	水稻	3.5 ha	0.0 ha	水稻	1.6 ha	0.0 ha	Y	
21	利用者	水稻	3.5 ha	0.7 ha	水稻	3.1 ha	0.7 ha	U	
22	利用者	水稻・そば	6.1 ha	0.0 ha	水稻・そば	6.0 ha	0.0 ha	R	
23	利用者	水稻	1.4 ha	0.1 ha	水稻	0.7 ha	0.1 ha	AF	
24	利用者	水稻	0.5 ha	0.0 ha	水稻	0.3 ha	0.0 ha	AA	
25	利用者	水稻	0.4 ha	0.0 ha	水稻	0.0 ha	0.0 ha	X	
26	利用者	水稻	4.8 ha	0.0 ha	水稻	2.1 ha	0.0 ha	AG	
27	利用者	水稻	1.4 ha	0.0 ha	水稻	1.3 ha	0.0 ha	A	
28	利用者	水稻	1.0 ha	0.0 ha	水稻	1.5 ha	0.0 ha	AB	
29	利用者	水稻	1.0 ha	0.0 ha	水稻	0.6 ha	0.0 ha	Z	
30	集	そば	- ha	ha	そば	- ha	ha	E	
31	集		- ha	ha		- ha	ha	F	
32	集		- ha	ha		- ha	ha	D	
33	集		- ha	ha		- ha	ha	C	
34	集		- ha	ha		- ha	ha	B	
35	集	そば	- ha	ha	そば	- ha	ha	R	
36	集		- ha	ha		- ha	ha	AD	
37	集		- ha	ha		- ha	ha	P	
38	集		- ha	ha		- ha	ha	Q	
計			60.9 ha	7.9 ha		68.9 ha	7.9 ha		

「名立区の魅力発信協議会（仮称）」設置に向けた検討会について（案）

■委員構成について

名立区の住民が一体となって情報発信していくため、幅広い団体や個人の参画、また選出母体の代表者にこだわらず、特に若手から参画いただく。

選出母体等	委 員（6/25 現在の状況）
名立区地域協議会	
NPO 未来ネット・名立	三浦代表理事に依頼済み→松井理事を推薦
4 地区振興協議会	北部：大門会長に依頼済み 下名立：清水会長に依頼済み 上名立：役員室橋氏を推薦 不動：久保埜会長を推薦
くびきの商工会名立支所	原田理事に依頼済み
名立区農業振興協議会	竹田会長に依頼済み
芸能保存会等	里神楽保存会二ノ宮氏に依頼済み
中高生	名立太鼓代表久保埜氏に依頼済み→高校生 2 名を推薦
S N S 等発信者（個人）	インスタ「nadachiward」の武内氏に依頼済み
（一財）山と海の環り舎	小林代表理事了解済み

■スケジュール

時期	内容
R7. 7～	検討会 ・「名立区の魅力発信協議会」の組織体制 ・具体的な情報発信プラン、だれがどのように発信するのか ・令和 8 年度以降の事業計画作成、必要経費を積算し、地域独自予算としての提案用意
R8. 4～	名立区の魅力発信協議会発足 ・発信開始、効果確認、PDCA